

特別児童扶養手当についてのご案内

問 保健福祉課 児童福祉係
☎476-1111(144・145)

特別児童扶養手当は、身体又は精神に重度又は中度以上の障害のある20歳未満の児童に対して支給される手当です。

1. 目的

身体又は精神に重度又は中度以上の障害のある20歳未満の児童（「障がい児」）に対してこの手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とします。

※「障がい児」＝法に規定する障害等級に該当する程度の状態にある者。

2. 受給資格

手当を受けることができる人は、「障がい児」を監護する父もしくは母（父及び母が監護するときは所得の多い人）又は父母にかわって児童を養育している人に対して支給されます。いずれの場合も、国籍は問いません。

■次のような場合は、手当では支給されません

●児童関係

- 1 日本国内に住所を有していないとき。
- 2 児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けられるとき。
- 3 児童福祉施設等（保育所、通所施設を除く。）に入所しているとき。

●父又は母もしくは養育者関係

- 1 日本国内に住所を有していないとき。

3. 手続き

手当を受けるには、役場保健福祉課で、次の書類を添え、請求の手続きをしてください。

- (1) 請求者と対象児童の戸籍謄本1通
- (2) 請求者と対象児童のマイナンバー
- (3) 所定の診断書等（障がいの種類により診断書は異なります。）
- (4) その他必要書類

4. 手当の金額（1か月あたり） 令和2年4月1日改定（令和3年度は金額の改定無し）

- 1級該当のとき 1人 52,500円、2人以上は、1人ごとの手当額×障害児数
2級該当のとき 1人 34,970円、2人以上は、1人ごとの手当額×障害児数

5. 所得状況届

毎年8月に受給資格者全員が、所得状況届を提出する必要があります。

（届を提出しないと、その後の手当を受けられません。）

6. 所得による支給の制限

前年の所得により手当の全部が支給されないことがあります。

